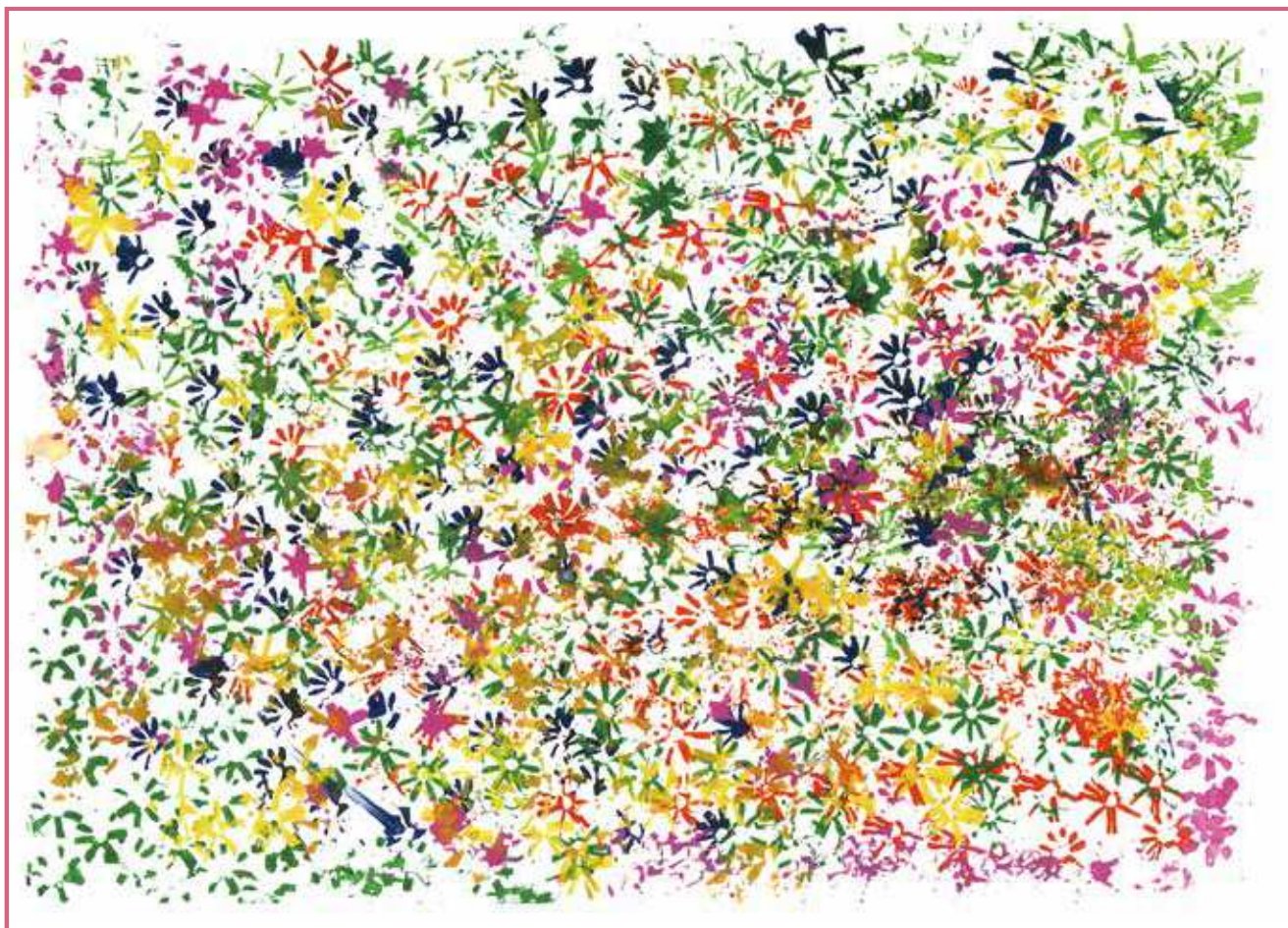




ゆたか福祉会キャラクター
ゆたかめくんとみらいちゃん

障害者の ゆたかな **未来** をめざして



「大好きな花火」 つゆはし作業所 加藤 裕樹さん
※紹介が10ページにあります。

CONTENTS

- ▶ 私たちの実践
～地域でのあたりまえの暮らしを広げ・支え続けて～ P2～3
- ▶ 消費税更正請求裁判の結果について P4

2024年8月10日 毎月1回10日発行 一部200円（法人会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます）

発行 / 社会福祉法人ゆたか福祉会 〒457-0852 名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3
TEL 052-698-7356 FAX 052-698-7358 <https://www.yutakahonbu.com/>



愛知県ファミリー・
フレンドリー・マーク

ゆたか福祉会

検索

シリーズ 私たちの実践

地域でのあたりまえの暮らしを広げ・支え続けて②

愛着障害のある人と向き合ってみよう

広報誌6月号では「ゆたか通勤寮の35年」と題して、歴史と事業と現在の課題について報告しました。今回は愛着障害のある人と向き合った取り組みについて報告します。

はじめに

現在13名の方がゆたか通勤寮を利用しています。就労先の内訳は、一般就労が9名、B型利用が1名、職業訓練の利用が1名、就労移行の利用が1名となっています。20歳前後の年齢の方が多く、毎日とても活発に生活されています。

通勤寮の利用者の大きな特徴として、愛着障害のある利用者が多い事が挙げられます。利用者それぞれが、様々な生育歴を抱えており、入寮前から細かな聞き取りを行うところから支援が始まります。

幼少期の様子、エピソード、性格等の情報は、現在の利用者本人の支援のあり方を探る重要な情報になっています。利用者の多くは児童養護施設から来ています。通勤寮が初めての福祉サービスの利

用になる人が多く、子どもから大人へ移行する大切な時期を通勤寮で過ごす事になります。また、それまで学校や施設で敷かれたレールに沿った人生から、自分で自分の事を決めていく経験を初めてする場所になる場合も多くあります。

2〜4年といった短い期間の中で様々な経験を積むと同時に、通勤寮との信頼関係を作ることで、利用者にとっての第2の故郷、実家としての役割を担うことが通勤寮に求められていると感じています。

本人の安心感を大事に

愛着障害の利用者の特徴として、見捨てられ感があります。卒寮後は同一敷地内の相談支援事業に支援を引き継ぐことで、本人にとってのシームレスな支援を提供しています。「いつでも見守ってくれる人がいる」という安心を感じてもらうことが愛着障害の支援では重要だと考えています。その点、「卒寮後にいつでも帰ることができる」「再利用ができる事業であること」が、利用者に安心を与えているのだと思います。

過去に在寮していた利用者を例に挙げてみます。幼少期、養育困難を理由に児童相談所による一時保護を経て、施設に入所した18歳の女性がいました。本人は両親との生活への強い憧れをもつて過ごしていました。入寮後は特例子会社に就職しましたが、人間関係がうまくいかず就労継続が困難になり、2年目に退職されました。寂しさから人を求める気持ちは強く持ちながらも、程よい距離感を持つことが難しく、家族や職員、友人、SNSで知り合った人等、各方面に対して強く関係を求める行動がありました。

特に身近に存在している職員に対しては、繰り返しの「お試し行動」が見られました。夜間に無断で外出する、多量服薬をして自殺未遂を図る等、様々です。アピール行動をとる理由の一つに、「相手はどの程度までなら許してくれるか」「自分の事を見捨てずに付き合ってくれるか」という「見捨てられ不安」を持つていることが挙げられます。いずれも本人へは「自分がやり直した



「おいしい夕食できるかな？」キャンプ

いと思っているなら、いつでも待っているよ」と伝え、居場所がある事を受け入れてもらえる人がいることを繰り返し伝えてきました。「職員に見捨てられることはない」と安心に感じたのか、徐々に「お試し行動」は落ち着いていきました。

両親への思い

幼少期から離れて暮らした両親に対しては、「自分がうまく話せない

いから施設に行くことになった」「親と一緒に暮らせないのは自分のせいだ」「私のせいで親に見捨てられたのだ」と思い込み、自責の念と共に見捨てられることへの恐怖心を持っていたようです。児童施設職員からの支援の中でようやく、「自分のせいで入所することになったのではない」と気持ちを切り替えることができましたが、入寮後も両親との生活に憧れる思いは強いものがありました。通勤寮利用後も母へ頻繁に連絡を入れていましたが、思うように返答は来ませんでした。

次に父に対しての行動をとるようになりまし。父とは10年程関係が途絶えていましたが、幼少期に同居していた記憶を頼りに当時住んでいた住所を訪れ、父と再会していき。しかし、そこで本人が見た父の生活は、想像していたものとは大きく違っており、「一緒に住むのは無理だ」と諦めることとなりました。

それ以降、両親を求める思いは小さくなっていき、最終的には「理想の家庭を自分で作っていく」という思いに変化していきました。両親へのアプローチの失敗の経験から、両親への想いを乗り越え、精神的な自立と「自分が人生の主体である」と考えられるようになったのだと

思います。母と父へのアプローチはそのためのプロセスだったのだと思います。

■再就職をめざして

同時に就労面でも、本人の希望に沿って一般企業での再就職を目指しました。ハローワークでの職探し、企業見学、職場体験実習を行い、本人の希望する飲食店で実習をしました。しかし、想像以上の忙しさに途中でリタイアし、「一般就労は自分には難しい」と諦めました。この取り組みもその自覚に至る為の必要なプロセスとなりました。元の職場に対し、「辞めなければよかったな」との後悔もこの時にしていました。

その後、自分で見つけたB型事業所で、短時間の利用から始め、徐々に時間を延ばしていきました。後悔と意地から「自分で決めたから頑張る」という気持ちがあり、職員としてはその気持ちを後押ししてきました。途中では本人からA型への移行希望が出て、希望するカフェ形態のA型へ見学に行くこともありまし。実際に見学に行くことと現場の慌たしさを感じ、「カフェで働くことはおしゃれでゆつくりできる」のイメージとの違いから、「自分には合っていない」と判断し、そのままB型で続

けていくと本人が決めました。

一般企業に対しての諦めのプロセスを踏んだことで、自分の力を見直し、その時の自分に合った就労場所を自分で決めることで、本人は現状に納得している様でした。

■通勤寮を卒業して

通勤寮の卒業後は、グループホームにて1年程生活をしていました。その後、当時交際していた人と結婚し、現在は自分の家庭を持って生活しています。漸くして通勤寮に来た折には「通勤寮で言われてたことが『こついう事か』って通勤寮を出てから分かった」と話されました。自分の人生を振り返り、通勤寮での経験は無駄ではなかったと感じた様です。この方は結婚自立でしたが、グループホーム・アパート・自宅等、様々な形の自立があります。それぞれの自立の選択を尊重し、本人が自己決定できる支援の重要性を改めて感じました。

通勤寮を卒業してからも、しばらくの間は困った時の相談を通勤寮にしてくる事がありました。結婚して相談支援の契約が終了した後も連絡があったり、毎年の夏まつりや区民祭りなどのイベント時には顔を出されたり、今でも交流は継続して

います。通勤寮の機能の“第2の実家”という方が、本人の中に残っている証だと思えます。

彼女以外にも、卒業しても尚通勤寮を頼りに訪ねてくる人や、遊びに来る感覚で顔を出される方は多くいます。それらの方を見る毎に「通勤寮はいつでも帰ってこられる場所として、今後もあり続けたい」と支援者として願わずにはいられません。

生活支援員 後藤麻友香



クリスマス会

仲間達の工賃をめぐる消費税訴訟の 判決結果と今後について

消費税の更正請求に対する熱田税務署の処分を取り消しを求め、2022年7月に名古屋地方裁判所に提訴していた裁判の判決が7月18日に言い渡されました。

判決は、被告（国）の主張をほぼ全面的に認めたとうえで、原告である私たちの訴えはいずれも棄却されました。裁判所の棄却の理由とした概要は以下の通りでした。

消費税法の「課税仕入れ」について

判決では消費税の課税の仕組みを説明した後、消費税法で課税仕入れの対象と出来るのは、ある支払いが転嫁可能な程度に個別具体的な役務の提供等と結びついている場合であり、具体的な役務提供と支払いとの間に**対応関係**が認められることが必要である。

作業所における事業者と利用者との関係について

- 障害者総合支援法で規定されている事業者と利用者の関係は、利用契約に基づいて、事業者が福祉サービスを提供し、利用者はその福祉サービスの提供を受ける関係である。
- 生産活動の機会の提供も、事業者は法律で利用者に対して福祉サービスとして供与すべき便宜の一つとして義務付けられているが、利用者は生産活動に従事することが法律上義務付けられておらず、自らの知識および能力の向上等のための訓練として、福祉サービスを受ける立場にある。

作業所が支払っている工賃の位置づけについて

- このことから、障害のある利用者が生産活動に従事することで、事業者が支払っている工賃は、先に示した福祉サービスの一環としての支払いであり、事業者とのあいだで、請負、委任等の契約を締結して生産活動に従事し、役務を提供した結果の反対給付として受取っているものではない。またその支払方法も生産活動に係る収入から必要な経費を控除した残額（剰余金）の分配として受領していると言える。

工賃が消費税法上の支払い対価に該当するのか

- 福祉サービスの一環として支払っている工賃は、生産活動による成果物の販売代金に転嫁可能な程度に生産活動への従事と結びついているとはいえない。（役務の提供と支払との対応関係が認められない）従って、工賃は消費税法上に規定する、課税仕入れに係る支払い対価に該当すると認めることはできない。

判決に対する私達の意見と今後の対応

判決は国側の主張そのままに、作業所で支払っている工賃が、障害のある人達の労働の対価ではないと結論付けています。その理由を障害のある人達は、福祉サービスの一環で生産活動に従事しているので、労働には値しないとしているのです。

私達は今回の訴訟で、消費税法が障害者の労働をどのように位置付けているのかを問いかけてきました。労働として認めるのであれば、当然一般企業と同様に「工賃」は課税仕入の対象と出来るのです。しかし判決では国が持出して来ている「福祉サービスの一環」というあいまいな言葉を追認する形で、私達の主張を退けました。

当然私達は、この判決は不服であり、憲法に保障されている国民の労働権に係る問題だと捉えています。今後、高等裁判所への控訴も視野に入れて準備しています。引続き多くの皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

暮らしの中に彩りを



6/6

仲間も職員もみんな輝く運動会

◆ゆたか希望の家◆

毎年恒例の「ゆたか希望の家運動会」。「コロナ渦でも楽しみを」と始まった運動会も第5回開催となり、一人一人が楽しく輝いています。運動会については以前にも書かせて頂いた事があるので、今年は「みんなが楽しむ」ための職員の活躍を報告したいと思います。

ゆたか希望の家には様々な職種があり、それぞれの持っている力を発揮して「運動会」が計画されます。競技プログラムは作業療法士や理学療法士が「仲間たちの力を最大限出せるように」と、玉入れや宝探しリレーの距離や方法を検討。各班の能力が均等になるように提案をしてくれます。

「お楽しみ弁当」や「パン食い競争」など、仲間たちの頑張りを応援するためのお昼ごはんの検討は、厨房や言語聴覚士で相談しながら提供に繋げていきます。仲間たちのすぐ近くにいる生活支援員も、当日一緒に頑張るだけでなく、応援合戦での演目を設定。当日に向けての練習や応援団幕などの準備を仲間たちと一緒にやり、士気を高めて当日を迎えます。当日は、開会式や閉会式に管理職も参加する事で、「施設全員」での運動会開催となります。

昨年度まで2会場で実施していた運動会も、今年度は1会場での実施となりました。自分の班以外の仲間を応援する姿なども見られ、仲間たちの「仲間意識」に感動する場面もありました。どんなに障害が重くても「みんなで楽しむことができる」。そんな行事企画を今後も続けていければと思います。

富永 安理沙



あすなる班も頑張るぞ



みんな大好き☆パン食い競争



玉は何個入ったかな？



7/7

七夕飾りと夏のデザート

◆ゆたか生活支援事業所かさでら◆

七夕の日は休日ということもあり、ホームで過ごす仲間と集合し、みんなで七夕飾りを作りました。「七夕」というワードで続々と出てくる七夕飾りのアイデア。「これ作りたい!」「あれ作りたい!」と創作意欲にあふれる仲間の姿は、とても生き生きとされていて楽しそう。あっという間に鶴や提灯など、きらびやかな飾りが完成しました。最後に願い事を「何にしようかな〜?」とたくさん悩み、それぞれの思いを文字にして短冊に込めました。きっとその願いは届くはずですよ!

飾り付けが終わった後はお楽しみのデザートタイム!「夏といえば! スイカ!!」ということで、大きなスイカをみんなで切り分けて一口。「つめたーい」「あまーい」「おいしー」と嬉しそうな声がたっぶり聞こえてきました。暑い日に「涼」が感じられた時間となったのではないのでしょうか。また夜ごはんも少し七夕メニューに変更し、そうめんを味わっていただきました。

これからの夏本番に向けていいスタートがきれました! あつーい夏を乗り切るぞ!

片桐 由麻



平和への願い



広報誌 No.484 (2023年5月10日) で、職員集会午後企画「海外の人たちと共に働く多文化共生を考える」について掲載しました。その際、ゆたか作業所から報告されたのが2月から週3日デイサービス現場で働いているアフガニスタン出身のファルザドさんのことでした。

今回、ファルザドさんとお別れするにあたり、私たちと出会い、そして次の出会いへと羽ばたかれたファルザドさんにエールを込めて、再び誌面で紹介します。

出会いに感謝！ ～ありがとう！ファルザドさん 元気で～

昨年1月から約1年半、ファルザドさんにはゆたか作業所デイ現場で、主に創作・ボッチャなどの活動の支援・食事介助などを行ってもらいました。なかまたちも当初は「外国の人だ！」と少しびっくりする場面もありましたが、ファルザドさんとはとにかく優しく、とても気が利くので、言葉の壁もなんのその、すぐに楽しくみんなと活動してもらうことができました。



徐々に勤務時間を増やせるようになり、この4月からは週5日、1日約4時間の勤務となりました。これから、「もっともっと、いろんな活動を担っていただきたい」と思っていた矢先のお別れとなりましたが、なかま・職員一同、新天地での生活を心から応援しています！！出会いに感謝です。

< 神田すみれ先生からのメッセージ >

ファルザドさんからお仕事を探しているという相談をいただき、ゆたか福祉会へ雇用の相談をさせていただいてから2年近くが経ちます。

事前に職場の見学や面談を複数回、丁寧に時間をかけて受け入れの体制を整えてくださり、ファルザドさんのご家族の事情にも配慮をしていただきました。ダイバーシティ雇用の取り組みや、多様性を尊重する価値観が社会全体で進められている中で、何十年も前からその最先端をいくゆたか福祉会の1人への真摯な向き合い方を間近で学ばせていただきました。勤務最後の日にファルザドさんからいただいた感謝のメッセージを紹介します。

Yesterday was my Last day at the Yutaka. They were very kind at my farewell meeting. I have a lot of good memories from Yutaka and my best friends there. I will remember the memories we made together. Yutaka team were very friendly and act professional towards me.

【和訳】

昨日はゆたかでの最後の日でした。お別れの会ではとても親切にいただきました。ゆたかではたくさんのよい思い出をいただきました。ゆたかの皆さんと一緒に作った思い出は忘れません。ゆたかのチームの皆さんはとても親切で、そして私に対してプロフェッショナルな態度で接してくださいました。

能登半島被災地支援

ゆたか福祉会の能登半島被災地支援は、6月初旬の第5クールからスタートしました。今回はグループホームから2名の職員が参加しましたので、その報告を行います。

「復興」はいまだ遠く

ゆたか生活支援事業所なかがわ 片岡 由加梨

6月9日～15日で能登半島被災地支援に行きました。2日目に輪島市や津波で被害を受けた珠洲市を訪問しました。ニュースなどで被災地の状態を見ていましたが、実際に現場を見ると言葉で表すことが出来ない現状が広がっていました。現地の方が「水や電気などは『復旧』しているが、『復興』はまだ全く進んでいない」と話されていたのが、印象に残りました。

3日目からは輪島市にある作業所に支援に入りました。精神障害の方と関わる機会が多かったのですが、実際に被災された話を聞く機会などもありました。6月になってもまだ避難所で生活されている仲間もいらっしゃり、胸が痛みました。

そんな中でも明るく声をかけて頂いたり、利用者さんの優しさを感じる場面もありました。支援に入る前は緊張もありましたが、現地の方の話を聞いたり、貴重な経験が出来てよかったと感じました。



写真で見る現状



「繋げよう、皆の力」

ゆたか生活支援事業所みどり 清水 亮如

全国各地からJDF（日本障害フォーラム）の枠組みとして、6月9日から1週間、能登半島地震の支援活動に参加しました。支援活動では、輪島市内の作業所支援と七尾市内で支援を必要とする方を対象とした個別支援の2グループに分かれて活動しました。

私は、個別支援のグループで4日間、様々なケースの支援活動に参加しました。建物が半壊以上となった場合、罹災証明書が発行され公費解体が可能になります。公費解体に向けて、まず屋内の家財や災害ゴミとなる物を自分自身で分別し指定された場所へ搬入しなければなりません。今回、携わったケースは、全盲のご夫婦や精神障害があり、



1人で作業・運搬をすることが困難な方々でした。ペアを組んだ方と丁寧な聞き取りを心掛けながら分別・運搬作業を行いました。

私が支援活動に入る前に、沢山の方々が支援を繋いでくださっていました。しかし、まだまだ支援を必要とされる方は大勢みえます。一人一人が出来ることは小さくても、それを次へ、またその次へと繋ぐことで大きな力になると強く感じました。

6.1 公開講座
 研究所例会報告



久しぶりに開催された「ゆたか障害者福祉研究所」例会です。当法人の監事でもある柏倉秀克教授を含めた日本学術振興会科学研究費による調査チームから、「英国における社会福祉事情」をテーマに報告がありました。

まず、イギリスが研究対象になったのは、州ごとに法制度が異なるアメリカと違い、イギリスは日本と人口規模等が似通っており、イギリスの福祉情勢が今後の日本における福祉情勢の参考になるのではないかという理由でした。

イギリスではインクルーシブ教育により、障害児を支援学級等で区別して

教育するのではなく、通常の学級に通い学習支援を実施していました。しかしながら、それを受け止める教師、同世代、社会の意識や研修が不足しており、教育支援や接し方が分からず、支援学級時より教育の質が落ちたり、また同年代からは差別、いじめの対象となるなどの事態が起きました。

これらの改善のため、健康と福祉に関する各機関の連携を強化するための「リンクワーカー」の機能を充実させてきました。

イギリスでは障害児への早期支援として「ファミリーファブ」という制度があります。子ども、若者、およびその家族が、様々なサービスからのサポートや情報を一か所から受けることが出来ます。日本においても「子ども家庭庁」が設立されるなど、「障害の気づきの段階からの支援」が課題となっているため、これらの制度は日本において参考になると考えられます。

また、制度面だけでなく福祉団体が国の政策を動かす力があるなど、私たちの今後の活動に活かしたい学びが多くありました。

倉地 伸顕

訃報

保護者連合会 会長
 藤田順子さん



2023年4月職員集会での藤田会長

2009年から保護者連合会会長としてご尽力を頂きました藤田順子さんが、去る5月28日に享年80歳でご永眠されました。今年2月に倒れられ、その後リハビリも順調に進んでいるとお聞きした矢先に再度倒れられ、入院生活をおくっていらつしやいました。

「デイサービスみなみ」との出会いから40年。いつも「自分の経験なら話せるわ」と快く職員の前でお話をして頂きました。美香さんの母として頑張って頑張ってきた人生でした。

会長代行とられた矢満田さんからは「藤田さんのように自分でできることで恩返しをしていきたい」という言葉を頂いています。悲しみはつきませんが、ぽっかり空いたその大きな存在を、次の次代を担う親・家族・職員・関係者で紡ぎながら、これからも歩んでいきたいと思っています。心からの感謝をこめて。 合掌

保護者連合会担当 向幸子

2024年度
6.15

「成年後見もやい」定例総会開催 in 労働会館

ケース報告・もやいの課題

今回の総会は10人の正会員の方と、26名の委任状提出により成立しました。

まず、前年度の活動報告と決算報告が行われ、いずれも全会一致で承認されました。活動報告では「新規受任件数が最多となったことや、「受任しているケースの業務の特徴について」報告をしました。また当法人のボランティアとして活動するケースについて、

- ①頻回の訪問をすることで、親子両方の支援を行ったもの
 - ②脊柱管狭窄症を患ったものの、本人に寄り添いながら手術を行い、引き続き作業所に通所するもの
 - ③お互い施設にいる親子両者に付き添い、オンライン面会を行った3つのケースを報告しました。
- 学習会について、様々な団体から講師の依頼があり、成年後見制度

の関心が高まっていることを実感しております。

次に、2024年度の活動計画と予算案が議論され、こちらも全会一致で承認されました。今年度は法定後見に限らず、任意後見の広報を進めていくこと、前年に引き続き新規職員の採用など、体制の強化をしていくことを予定しています。また社会福祉法人や賛助会員、一般の方に対して、「成年後見もやい」の事業報告会を開催する予定です。

質疑応答では、身元保証事業の継続をしていくか否か、総会の開催方式（ハイブリッド形式での開催等、より参加しやすい形式での参加）、苦情があった際の受付先、本人死亡時の対応の体系化などの質問があり、成年後見もやいに対する期待と責任感を感じております。最後に小松理事長から閉会の挨拶があり、総会は無事終了いたしました。

ました。ご多忙の中ご参加いただいた皆様、また委任状を通じてご出席いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

後見制度の見直しともやいの対応

さて、成年後見制度は見直しに向けた検討が、法務省や厚生労働省によって行われています。現行の成年後見制度は

- ①課題が解決したとしても途中でやめることができない
 - ②本人の自己決定が必要以上に制限される場合があること
 - ③後見人等の交代が容易でなく、本人のニーズに合った保護を受けることができないこと
 - ④成年後見人等の報酬の基準が不明確である といった課題があります。
- これらの課題に対して、課題が解決したのであれば後見制度を終了



する仕組み、本人の同意を求める仕組みや、必要な範囲に限定して代理権が付与されるようにすること、本人の状況に合わせて適切な後見人の交代をできるようにする仕組み、より明確な報酬の基準について検討されています。

「成年後見もやい」も、制度の見直しに向けて邁進していこうと思えます。今後とも、当会の活動にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事務局 丹山 裕太

ゆたか福祉会 事業一覧

一人ひとりが主人公。
みんなの夢が
息づく場所です！

法人本部

法人本部 ☎ 052-698-7356
ゆたか障害者福祉研究所

名古屋事業本部

ゆたか作業所(南区) ☎ 052-692-3531
みのり共同作業所(南区) ☎ 052-612-6237
リサイクルみなみ作業所(南区) ☎ 052-612-5391
トライズ(南区) ☎ 052-825-4022
ふれあい共同作業所(南区) ☎ 052-613-2479
ワークセンターフレンズ星崎(南区) ☎ 052-824-4450
なるみ作業所(緑区) ☎ 052-878-6921
ゆたか希望の家(緑区) ☎ 052-878-6912
つゆはし作業所(中川区) ☎ 052-353-3175
リサイクル港作業所(港区) ☎ 052-382-1933
みらいろ(港区) ☎ 052-382-3200

相談支援事業本部

緑区障害者基幹相談支援センター
障害者相談支援センターみどり(緑区) ☎ 052-892-6333
地域活動支援センターしかやま(緑区) ☎ 052-892-6006
ゆたか相談支援事業所どうとく(南区) ☎ 052-692-3539
相談支援事業所ゆたか通勤寮(南区) ☎ 052-611-7789
相談支援事業所ゆたか希望の家(緑区) ☎ 052-878-8776
ゆたか相談支援事業所あおなみ(港区) ☎ 052-382-1991

尾張事業本部

あかつき共同作業所 ☎ 0568-25-0171
あかつきヘルパーステーションはなキリン
ゆたか生活支援事業所尾張
ケアホーム徳重 ☎ 0568-22-8587
ケアホーム北野 ☎ 0568-68-8844
ケアホームあかつき ☎ 0568-54-2700

福祉村事業本部

キラリンとーぷ ☎ 0536-65-0370
デイサービスなぐら【高齢】
生活サポートセンター名倉【相談】 ☎ 0536-65-0372
設楽町権利擁護支援センター

名古屋高齢事業本部

ケアサポート宝南
デイサービス宝南 ☎ 052-618-0205
グループホーム宝南の家 ☎ 052-613-5081
ケアサポート宝南【相談】 ☎ 052-613-6055

地域支援事業本部

ゆたか通勤寮 ☎ 052-611-7781
ライフサポートゆたか【ヘルパー事業所】 ☎ 052-825-4404
ゆたか生活支援事業所なかがわ
つゆはし板倉ホーム ☎ 052-354-0678
上脇ホーム ☎ 052-352-3266
あおなみホーム ☎ 052-355-9339
ホームみらい ☎ 052-383-5580

ゆたか生活支援事業所みなみ

グループホーム エール ☎ 052-619-6052
エールI・エールII
ホームみのり ☎ 052-612-9480
元塩ホーム ☎ 052-614-4691
第二八光荘 ☎ 052-612-3986

地域生活支援拠点事業所まーぶる

まーぶるホーム ☎ 052-691-0161

ゆたか生活支援事業所かさでら

第1かさでらホーム ☎ 052-618-7171
第2かさでらホーム
ひいらぎホーム ☎ 052-611-6955
粕島ホーム ☎ 052-824-9590
ひろめホーム

ゆたか生活支援事業所なるお

ほしざきホーム ☎ 052-825-4359
ゆたか鳴尾寮 ☎ 052-613-3021
鳴尾ホーム ☎ 052-611-3588
第一八光荘 ☎ 052-614-4345
わかばホーム ☎ 052-614-2785
あさがおホーム ☎ 052-613-5606

ゆたか生活支援事業所みどり

大清水ケアホーム ☎ 052-876-8820
なるみホームひまわり ☎ 052-893-7575
かきつばたホーム ☎ 052-680-7777
みずひろホーム ☎ 052-715-8336

ゆたか生活支援事業所あつた

第1ホーム白鳥 ☎ 052-671-0067
第2ホーム白鳥
第3ホーム白鳥
第1ゆたかホーム太陽 ☎ 052-691-4004
第2ゆたかホーム太陽
明治ホーム

その人らしく 働く 暮らす

Vol.120

仲間

「好きな仕事を丁寧にし、グループホームでの生活を目指して」
ワークセンターフレンズ星崎 山田真之さん



山田さんは現在、生活介護現場の中でダイレクトメール作業を中心に「チャレンジ班」に所属しています。「30歳までにグループホームに入って生活したい」という希望を持ち、毎日作業所へ通われています。

養護学校を卒業してすぐにフレンズ星崎に通い始め、就労継続B型に所属しました。作業所ではダイレクトメールの仕事を始めたばかりの時期でした。「丁寧に、正確に仕事したい」という気持ちの強い山田さんですが、月日の経過と共に仕事量が増え、徐々に作業について行くことが難しくなっていました。

そして本人の思いや希望を、現場の中で密にくみ取る中で、安心して通所することが出来るようになりました。生活面での

「おでかけがしたい」「グループホームに入りたい」という希望も見えてきました。

今後の希望を伺うと「レゴランドに行きたい」「お給料たくさん欲しい」とのことでした。作業所での仕事や活動が、今後の希望を叶えるための支えとなる様、職員もサポートさせていただきます。と思います。

鈴木沙也加



宛名貼りに挑戦

職員

「相談支援は縁の下の力持ち」

ゆたか相談支援事業所あおなみ 安藤笑奈



ゆたか福祉会に入職したきっかけは、大学生の時のリサイクル港作業所での社会福祉士実習です。転職を考えた時に「長く働くにはとても良い環境だよ」と話された当時の職員さんの言葉を思い出したからです。

前職で働いたのも福祉業界でしたが、現場で支援が行き詰まることが多くなっていきました。「ご利用者の想いを実現できるように、勉強をしながら働きたい」と強く思うようになりました。そして「障害分野の歴史の長いゆたか福祉会ならば、長く働きながら、様々な視点からの学びができるのではないかと」思い入職しました。

とても嬉しく感じました。

私が相談支援員としてやっていきたいことは、「会つとちよつと元気になれる存在」になることです。数か月に1回の機会ですが、会つた時にお話をして、ちよつとでも意欲が出たり、いい方向へ物事を考えられるようなお声掛けや提案ができるようになりたいと思います。

私は相談支援を「縁の下の力持ち」だと感じています。ご本人や事業所と関係を築き、仲間が少しでも快適に人生を過ごせるように、常に事業所と連携を図っています。「人の役に立ちたい」という思いのある方は、ぜひ一緒に相談支援をやりましょう！



電話対応は笑顔でいいいな